

# 生活福祉資金の借り入れについて

## 借り入れの相談・申込先

お住まいの地区の民生委員もしくは、お住まいの市町社会福祉協議会にご相談、お申し込みください。

## 貸付対象となる世帯

### 所得の少ない世帯(低所得世帯)

市町村民税が非課税程度の世帯が対象となりますが、地域の消費生活水準と世帯員の年齢や家族の人数などを考慮して、借入申込世帯の所得基準額(居住地の生活保護基準額の1.7倍)が計算され、この所得基準額より世帯の平均的な月収が下回っている場合にこの制度による貸付を利用できます。

### 障害者がいる世帯(障害者世帯)

身体障害者手帳所持者がいる世帯、療育手帳所持者がいる世帯、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯となります。

### 病気療養又は介護が必要な高齢者がいる世帯(高齢者世帯)

日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯の年間所得が600万円以下の世帯。

## 貸付対象とならない世帯

### 他の公的資金から借りている世帯、借入資格がある世帯

本資金は他法優先が原則となっておりますので、母子・寡婦福祉資金、国民生活金融公庫、日本学生支援機構(旧日本育英会)、その他営農・漁業資金等他の公的資金から借りている

方、借り入れ資格のある方は対象となりません。

### 外国人の場合

原則として対象となりませんが、外国人登録が行われており、現住地に6ヶ月以上居住し、将来も永住する見込みであり、民生委員の指導が行われ、且つ償還能力があるときに限り対象となります。

### 未成年者及び66歳以上の方

未成年者、66歳以上の方は対象となりません。また、66歳以上の一人暮らしの方、高齢者夫婦のみの世帯で資金によっては60歳以下の親族等を連帯借受人につけての申し込みが可能です。

### 他の借入金の返済目的の方

他の負債の返済目的の借り入れはできません。

### 民生委員・市町村社会福祉協議会と相談できない方

この制度は、地区の民生委員やお住まいの市町社会福祉協議会と連携して援助指導を行うことで自立を促す制度です。従って、民生委員、社会福祉協議会と相談できないという方は対象となりません。

## 借り入れの申し込みについて

### 借入相談

借入を申し込もうとする時は、貸付や償還(返済)の条件、申込書類の書き方や必要書類などについて、地域の民生委員又は市町社会福祉協議会にご相談ください。

## 借り入れの申し込み

借入申込人は、借入申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて民生委員に申し込みます(社会福祉協議会に直接申し込む場合は、後から民生委員の確認調査があります)。また、この資金を借りるためには連帯保証人を付けなければなりません。資金を借りる人と資金を使う人が別な場合などは、連帯借受人を付けることもあります。

## 借入金の返済(償還)について

### 償還据置期間

資金が交付された翌月(修学資金は卒業後)から6ヵ月間は据置期間です。この期間に償還に係る様々な書類を送付しますので、ご自身の償還計画について十分理解することが必要です。

### 償還の方法

償還の方法は、原則として預金口座からの口座振替(月賦)です。

### 償還計画

生活福祉資金は、借り入れる資金ごとに、償還(返済)期間が定められていますので、借入申込み時に資金ごとの償還(返済)期間を確認し、その期間内で貸付金を償還できるよう、月々の償還額を計算します。

### 延滞利子

償還計画による最後の償還日を最終償還期限日といいます。いわば返済の締切日です。最終償還期限日には、償還が済んでいない貸付金の元金及び貸付利子を全額償還していただく

きます。なお、この最終償還期限日を経過した後に償還しない貸付金の元金が残っている場合は、残元金に対して年利 10.75%の延滞利子が日々加算されます。この延滞利子も貸付元金と同様に償還していただきます。

## 督 促

償還期間中に償還が遅滞した場合や最終償還期限日を経過しても全額償還ができない場合は、借受人、連帯保証人、連帯借受人へ督促の通知をいたします。又、必要に応じて世帯の状況についての聞き取りや家庭訪問し調査を行う場合があります。

## 救済制度

借受人が不慮の事故、病気、災害などにより収入が減少し、償還が困難となった場合や修学資金の連帯借受人が上級校へ進学した場合などは、償還を一時猶予する制度があります。

## 連帯保証人

連帯保証人は、借受人と連帯し債務を負担する者であり、原則として1名必要です。連帯保証人は借受人と別世帯で、原則として県内に居住し、申込時の年齢が 60 歳以下の借受人世帯の生活の安定に熱意があり、保証能力がある方です。ただし、民生委員、生活福祉資金の借受人は連帯保証人になることができません。